

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
有限会社シ ヤロム	磯城郡田原本町 大字千代三四六 一三	みどりのお うち	磯城郡田原本 町大字千代三 四六一三	放課後等デ イサービス	平成二十 八年十月 一日